

第五十五号議案

江戸川区災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

平成三十一年二月十九日

提出者 江戸川区長 多田正見

江戸川区災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例

江戸川区災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和四十九年九月江戸川区条例第五十四号）の一部を次のように改正する。

第二条第二号中「江戸川区」を「江戸川区（以下「区」という。）」に改める。

第四条第三項中「区長」を「江戸川区長（以下「区長」という。）」に改める。

第七条及び第十三条第一項中「の各号」を削る。

第十四条を次のように改める。

（保証人及び利率）

第十四条 災害援護資金の貸付けを受けようとする者は、保証人を立てることができる。

2 災害援護資金は、保証人を立てる場合は無利子とし、保証人を立てない場合は据置期間中は無利子とし、据置期間経過後はその利率を延滞の場合を除き年一パーセントとする。

3 第一項の保証人は、災害援護資金の貸付けを受けた者と連帯して債務を負担するものとし、その保証債務は、令第九条の違約金を包含するものとする。

第十五条第一項中「半年賦償還」を「年賦償還、半年賦償還又は月賦償還」に改め、同条第三項中「保証人」を削り、「第十二条」を「第十一条」に改める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、平成三十一年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の第十四条及び第十五条第三項の規定は、この条例の施行の日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用し、同日前に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについては、なお従前の例による。

(説明)

災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和四十八年法律第八十二号）及び災害弔慰金の支給等に関する法律施行令（昭和四十八年政令第三百七十四号）の改正を踏まえ、被災者支援の充実を図るため、保証人、貸付利率及び償還方法についての規定を改めるほか、規定を整備する必要があるので、本案を提出いたします。